## 《区分別添付確認書類等一覧》

				収入がある場合										収入がない場合								
		象者分	確認書類	被扶養者申立書	戸籍謄本 又は	住民票謄本	給与支払額証明書6 カ月分、又は給与明細書直近	通知書とは年金額改定を表し、	る書類の控え 等の内訳が確認でき る書類の控え	通知書の支払	障害者手帳医師の診断書、又は	学生証 学生証明書、又は	及び住所の確認書類別居の時、仕送り、	被扶養者申立書	戸籍謄本 又は	住民票謄本	所得額等証明書	ある雇用保険受給証は支給終了の記載が雇用保険離職票、又	廃業届	障害者手帳医師の診断書、又は	学生証 学生証明書、又は	及び住所の確認書類別居の時、仕送り、
被保险	場申配 請偶 する		法律婚による者	•			0	0	0	$\bigcirc$	0		•	•			•	0	$\circ$	0		•
被保険者と同居			事実婚による者	•	•	•	0	0	0	0	0		•	•	•	•	•	0	0	0		•
•	(被保険者の)配		16歳未満の者											0	0	0				0		•
別居のい		子	16 歳以上で学生の者 (全日制のみ)	0	0	0	0	0			0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	•
いずれで			その他の者(夜間・通信制の学生を含む)	•	0	0	0	0	0	0	0	0	•	•	0	0	•	0	0	0	0	•
でもよい		父母	・祖父母・曽祖父母	•		•	0	0	0	0	0		•	•		•	•	0	0	0		•
者を足	偶 者	孫	16歳未満の者											•	0	0				0		•
者を届出する場合	以外の者	弟	16 歳以上で学生の者 (全日制のみ)	•	0	0	0	0			0	0	•	•	0	0	0	0	0	0	0	•
場合		妹	その他の者(夜間・通 信制の学生を含む)	•	0	0	0	0	0	0	0	0	•	•	0	0	•	0	0	0	0	•
本 但	2 除 =	老レ	16歳未満の者	×									×	•	0	•				0		×
同居	被保険者と同居を要件とする者の届出の場		16 歳以上で学生の者 (全日制のみ)	•	0	•	0	0	0		0	0	×	•	0	•	0	0	0	0	0	×
Ø	易	合	その他の者(夜間・通 信制の学生を含む)	•	0	•	0	0	0	0	0	0	×	•	0	•	•	0	0	0	0	×

- ※ ●印の書類は必ず提出。○印はケースによって必要に応じて提出すること。
- ※ 添付確認書類の詳細については、「被扶養者申立書」の内容に添ったものとする。
- ※ その他、ケースにより健康保険組合が必要と判断したときは、他の書類の提出を指示する。

## 留意事項

- 1. 配偶者の事実婚による者を届出する場合、夫と妻双方の「戸籍謄本」(抄本)の添付が必要。
- 2. 扶養する理由が被保険者の"協議離婚"によるものであるとき(新規資格取得時の届出の際も含む)は、**親権者**を確認するため子供の「**戸籍抄本**」(謄本)を添付する。
- 3. 扶養する理由が"以前に扶養していた方の死亡"によるものであるとき(新規資格取得時の届出の際も含む)は、理由の他にその方の"死亡年月日"を記載する。
- 4. 同一世帯に扶養する能力がある者が 2 人以上いる場合、夫婦の場合は年収の多い方、それ以外の者は扶養義務・収入の多寡・家族内の地位により生計の主体となる者を判断し、その者の扶養とする。
- 5. 配偶者が被扶養者となっていない被保険者が「子」を扶養するときは、離婚(2.参照)や死別(3.参照)の場合を除き、夫婦双方の年収が確認できる書類を添付する。
- 6. 学生であっても全日制以外の「子」「兄弟姉妹」「孫」「甥姪」を扶養するときは、現在の状況を被扶養者申立書の【1】の 6. に記載し、20 歳以上の場合は「非課税証明書」添付する。
- 7. 年金には、「老齢」、「障害」、「遺族」、「恩給」などの他に、「企業年金」、「農業者年金」や「個人年金」の支給分も含まれる。
- 8. 届出時点で収入のない"被保険者本人の新規資格取得と同時の届出の"妻""退職者""廃業者"の場合は、「非課税証明書」の添付は不要。ただし、新規資格取得と同時の届出の"妻"であっても、前年から現在までに"退職"や"廃業"した場合は、その確認できる書類を添付する。
- 9. 学校卒業後に収入がない 20 歳未満の者の届出の場合は「非課税証明書」の添付は不要だが、現在に至るまでの経緯と今後の状況を、被扶養者申立書の【1】の6. に詳しく記載する。
- 10. 離職し失業保険を受給する者を届出する場合、基本手当日額が60歳未満は3,611円以上、60歳以上および障害者は5,000円以上のときには、受給中の被扶養者認定はできない。
- 11. 被扶養認定時点で「傷病手当金」受給予定の場合で、まだ受給をしていない理由を被扶養者申立書の【1】の 6. に詳しく記載する。なお、支給金額により支給開始日から
  - 認定不該当となる場合(資格喪失時の標準報酬月額170千円以上)がある。
- 12. 被保険者と"別居"しているときは、遠隔地被保険者証の交付申請をしなくても、直近の仕送りを確認できる書類と住所の確認できる書類を添付する。
- 13. "同居"を要件とする親族とは、「義父母」「義祖父母」「伯叔父母」「兄姉」「甥姪」「配偶者の連れ子」(養子縁組となっていないとき)等をいう。